

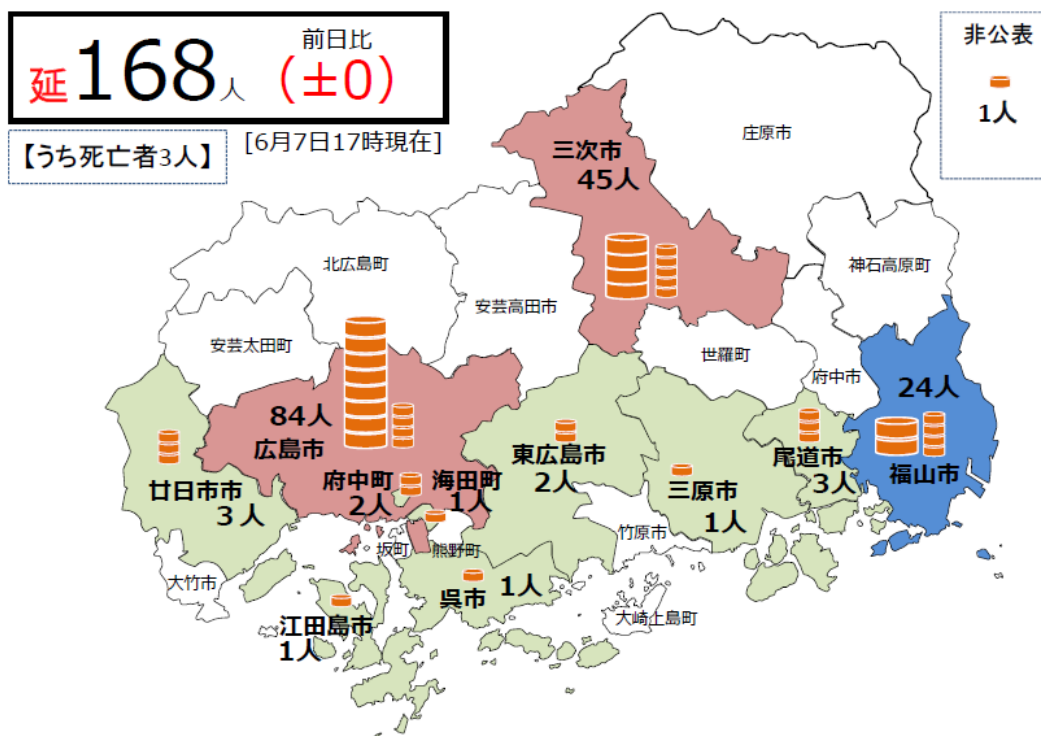
新型コロナウイルス感染症への対応状況について

令和2年6月9日
健康対策課
医務課
薬務課

1 広島県の状況

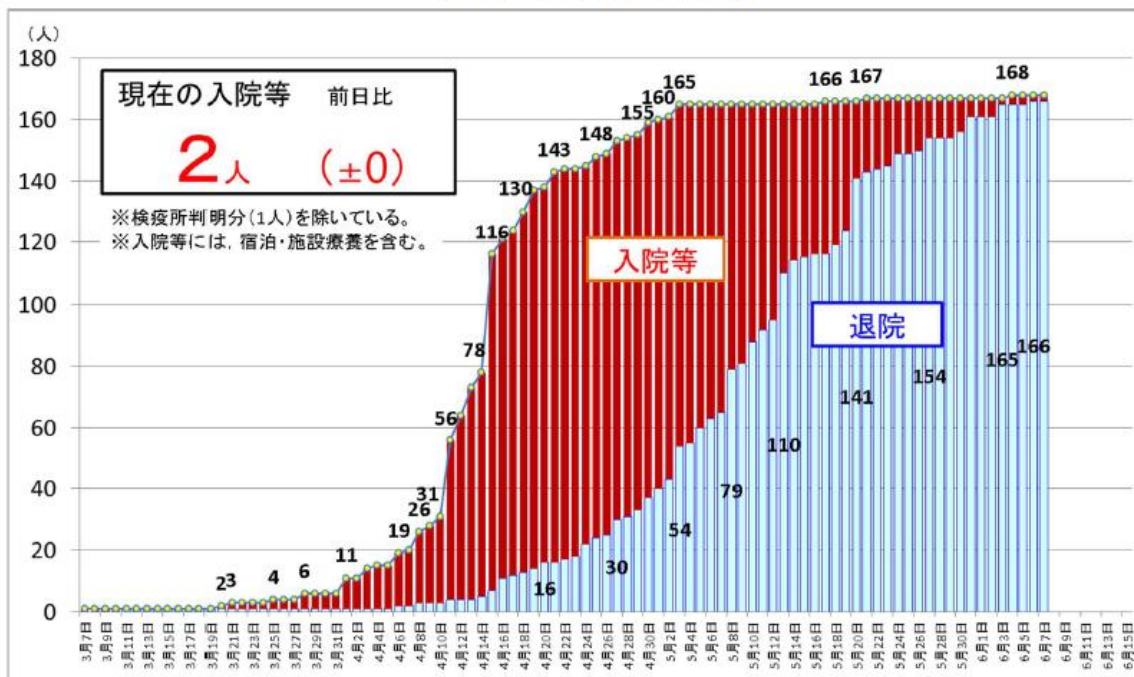
- (1) 本県におけるこれまでの感染者数は延べ168人で、中国・四国地方で最も多いが、県外の空港で感染が確認された者や再感染者を除き、1か月以上感染者が発生しておらず、退院者数167人となっている。
- (2) こうしたことから、今後、新たに感染者が発生した場合でも、直ちに医療状況等がひっ迫する恐れは少ないと考えられる。
- (3) 引き続き、県として、県民や事業者が理解しやすい方針や資料を示しつつ、県民の持続可能な努力を要請する必要がある。

(図1) 新型コロナウイルス感染症患者の状況 (広島県)



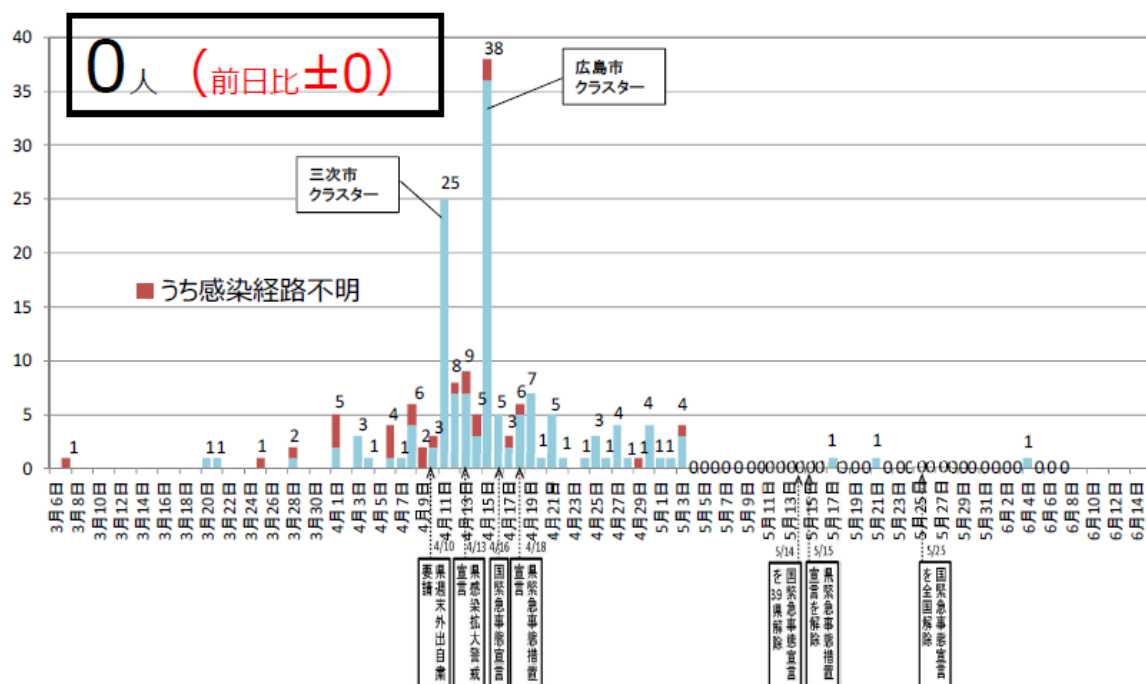
6月7日19時整理

(図2) 新型コロナウイルス感染症患者の推移(広島県)
【入院等と退院の状況】



6月7日17時整理

(図3) 新型コロナウイルス感染症患者の推移(広島県)
【検査結果判明日別】



2 医療・療養体制の確保

(1) 入院病床の確保（4月14日～）

患者が発生した際の入院先の選定や搬送の調整を行うため、広島県新型コロナウイルス感染症患者トリアージセンターを開設し、確保目標としていた270床をほぼ達成している。

病床確保・利用状況

（6月8日現在）

入院者数	確保病床数	空床率
2人	266床	99.2%

(2) 宿泊療養施設の整備（4月21日～）

軽症者の宿泊療養施設を開設しており、引き続き、500室の確保を目標に整備を進める。

宿泊療養施設利用状況

（6月8日現在）

入所数	確保室数	空室率
0人	130室	100%

(3) 軽症者等の搬送体制の整備（5月1日～）

民間の患者等搬送事業者の協力により、医療機関から宿泊療養施設等へ搬送を行う体制を整備した。（6月8日現在 搬送件数：5件）

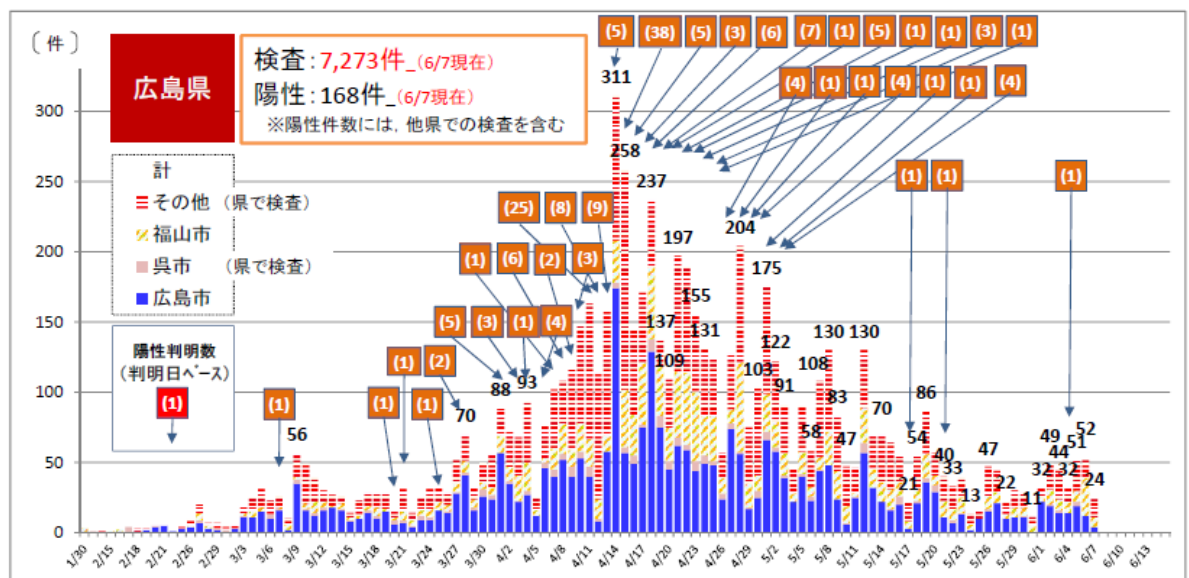
3 PCR検査の実施体制

(1) PCR検査状況（1月30日～6月7日）

陽性件数（A）	検査件数（B）	陽性率（A） / （B）
168件	7,264件	2.3%

（図4）

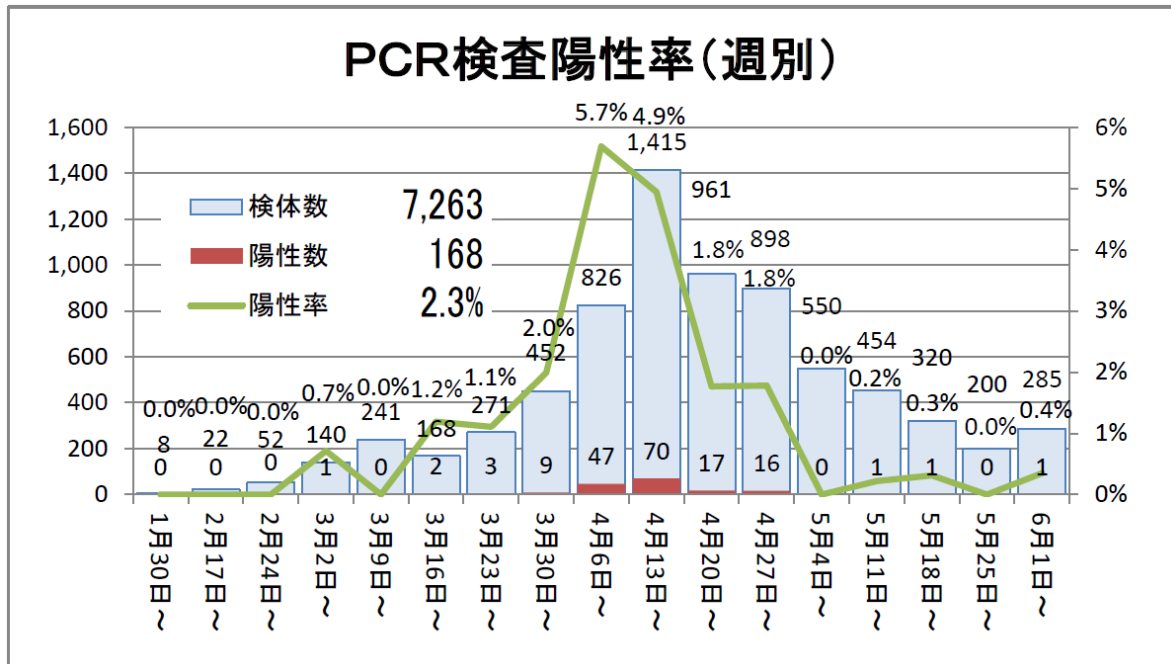
新型コロナウイルスに係るPCR検査の実施状況



(2) 陽性率（週平均）

ピーク時は5.7%（4/6～4/12）であったが、直近は0.4%（6/1～6/7）となっている。

(図5)



4 医療資材の確保・供給体制

県備蓄及び購入分、県内企業等からの寄贈、国の優先供給スキームを活用し、不足状況を把握したうえで、医療機関、社会福祉施設等に配付している。

(1) マスクの配付状況

流通状況は改善傾向。国からの供給や県の購入分を感染症指定医療機関等での不足がないよう、県で在庫調査の結果をもとに計画を立て、供給を行っている。

(6月8日現在)

配付先	数量
感染症指定医療機関等	約 224 万枚
一般医療機関	約 154 万枚
歯科医師会、薬剤師会等	約 27 万枚
社会福祉施設等	約 71 万枚

(2) フェイスシールド・防護服等の配付状況

国からの供給や県の購入分を感染症指定医療機関等での不足がないよう県で在庫調査の結果をもとに計画を立て、供給を行っている。

(6月8日現在)

配付先	品名・数量	
感染症指定医療機関、 帰国者・接触者外来 等	防護服セット	約 0.3 万セット
	N95マスク	約 5.8 万枚
	フェイスシールド	約 10 万個
	アイソレーションガウン	約 26 万枚
	使い捨て手袋	約 36 万枚

(3) 手指消毒薬の配付状況

国の優先供給スキームの運用が変更になり、各施設から直接供給依頼できることとなった。クラスター発生など、緊急を要する場合は引き続き県が確保した在庫から対応する。

(6月8日現在)

配付先	数量	備考
感染症指定医療機関等	約1.7千L	手指消毒薬(国スキーム)
医療機関, 県歯科医師会, 県薬剤師会等	約7.4千L	高濃度エタノール(国供給)
医療機関, 県医師会等	約3.3千L	手指消毒薬, 高濃度エタノール等(寄贈, 購入)
ホテル, クラスター発生施設等	218L	手指消毒薬(寄贈, 購入)

※数量には寄贈分を含む

5 こころの健康対策

新型コロナウイルス感染症の影響により、ストレスや不安を感じる県民への心のケアを行うため、「広島県こころの悩み相談【コロナ関連】」(電話相談・SNS相談)を5月25日より開設。

6 今後の対応

(1) PCR検査体制の拡充

県外を含めた民間検査機関の活用も視野に入れた検査体制の拡充を行う。

(2) 医療体制の充実・強化

現在は逼迫した状況にはないが、第2波、第3波に備えて、引き続き体制の更なる強化を図る。

ア 周産期医療

感染症の重症度及び妊娠時期により、受入医療機関を定めたフローを策定しており、今後、受入医療機関での受入準備を進める。

イ 小児医療

感染症の重症度に応じた受入医療機関について協議し、各医療機関へ受入を依頼しており、今後、受入医療機関での受入準備を進める。

ウ 救急医療

感染が疑われる患者がたらい回しされることのないよう、輪番病院等での受け入れが難しい場合の受入先となる医療機関を定めた。引き続き、各圏域における受入体制の強化を図る。

エ 透析医療

感染症の重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローを策定しており、今後、受入医療機関での受入準備を進める。

オ 精神医療

重症度に応じて、受入医療機関を定めたフローの策定を進める。

(3) 宿泊療養施設の運用

確保した施設の利用開始まで一定の期間を置くなど、効率的・弾力的な運用を図る。

(4) 医療資材の安定的確保・供給

市中の流通状況や国からの供給を踏まえ、医療機関等のニーズのほか、県の備蓄も勘案し、必要量を調達する。